

# 一般社団法人 九州病害虫防除推進協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

1. 本会は一般社団法人九州病害虫防除推進協議会（略称、九防協）と称する（以下、本会と記す）。

(事務所)

2. 本会の事務所を福岡市中央区天神4丁目9-12光ビル内に置く。

(目的)

3. 本会の目的は九州における農作物の安定生産に寄与するため、病害虫防除技術の向上に関する諸事業を実施することにある。

(事業)

4. 本会は第1章3の目的を達成するため次の事業を実施する。
  - 1) 農薬連絡試験
  - 2) 技術研修会
  - 3) 創立記念講話会
  - 4) その他、目的達成のため必要と認められる事業
5. 本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 会員

1. 本会の会員は、植物防疫に関係する会社および団体で第1章3の目的に賛同して入会申請書を提出し、本会が入会を許可した者とする。
2. 会員は1事業年度ごとに別途定めた額の会費を支払う。
3. 会員は第1章4の事業に参加することができる。
4. 会員は退会届けにより退会することができる。

## 第3章 役員および事務職員

1. 本会に次の役員をおく。
  - 1) 代表理事
  - 2) 常務理事
2. 代表理事および常務理事は理事会が選任し評議会の承認を受ける。任期は2年とするが、再任は妨げない。但し任期途中で交代した場合は前任者の任期を引き継ぐも

のとする。

3. 役員の通算任用期間は原則として最長10年とする。
4. 本会は事務職員を雇用する。
5. 事務職員は理事会の指揮のもと事業の実施に係る事務等を行う。
6. 事務職員の雇用は理事会が決定し、評議会の承認を得る。
7. 事務職員の雇用条件については就業規則で別途定める。

## 第4章 組織

1. 本会に次の組織をおく。

### 1) 理事会

- (1) 理事会は本会の執行機関として事業の実施に責任を有する。
- (2) 理事会は事務職員を指揮する。
- (3) 理事会は事業の実施に必要な予算案、事業計画案、人事案、決算報告等を策定し、運営委員会に諮問したのち評議会に諮る。
- (4) 理事会は代表理事および常務理事で構成する。
- (5) 理事会は原則として毎月1回開催するが、必要に応じ随時に開催することができる。

### 2) 運営委員会

- (1) 運営委員会は理事会の諮問機関として理事会が策定した予算案、事業計画案、人事案、決算報告および本会の事業実施等について意見を述べる。
- (2) 運営委員会は運営委員長、副委員長および若干名の運営委員をもって構成し、運営委員長は議長を務める。なお、委員長不在の時は副委員長が代行する。
- (3) 運営委員会の構成員は会員および農薬連絡試験実施機関から理事会が選任し評議会に報告する。任期は2年とするが、再任は妨げない。但し任期途中で交代した場合は前任者の任期を引き継ぐものとする。
- (4) 運営委員会は原則として4月に開催するが、理事会は必要に応じて随時に運営委員会を招集することができる。
- (5) 運営委員会の記録は事務職員が行う。

### 3) 評議会

- (1) 評議会は理事会が策定した予算案、事業計画案、人事案および決算報告等の他、評議会において評議員から提案された新たな事業計画案等について審議・決定する。
- (2) 評議会は若干名の評議員で構成する。

- (3) 評議員は会員および農薬連絡試験実施機関、九州農政局、九州に駐在する農研機構から選任する。選任案は理事会が作成し、評議会で承認を受ける。
- (4) 評議員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し任期途中で交代した場合は前任者の任期を引き継ぐものとする。
- (5) 評議会は原則として5月に開催するが、理事会または評議員の過半数が必要と判断した場合は臨時に開催することができる。
- (6) 評議会の議長は評議員の中からその都度選出し、記録は事務職員が行う。

#### 4) 会計監査

- (1) 会計監査委員は理事会が策定した決算報告の内容を監査し評議会で報告する。
- (2) 会計監査委員は理事会が会員および九州各県の農薬連絡試験実施機関から各1名選任し評議会の承認を得る。
- (3) 会計監査委員の任期は2年とする。但し任期途中で交代した場合は前任者の任期を引き継ぐものとする。

## 付 則

- 1. 本規約の改定は評議会による。

2021年5月28日改正施行

2023年5月11日改正施行